

職業紹介事業者の紹介により就職して求職者の早期離職に関する対応

手数料に関する事項

返戻金制度（被紹介者の退職に対する報酬の返還について）

人材の採用決定権限がすべて求人者にあることに鑑み、採用された被紹介者が採用決定後、弊社の責に帰する事由によらずして退職した場合または解雇された場合には、弊社は何らの責任を負わないものとする。

但し、採用された被紹介者が入社後3ヶ月以内に被紹介者の都合により退職した場合は第2条による成功報酬を下記の通り甲に返還するものとする。

1ヶ月以内・・・80% 2ヶ月以内・・・50% 3ヶ月以内・・・30%

許可番号47-ユ-300201

株式会社りゅうせきフロンタライン